

## 民間複業人材との協働による情報発信強化に関する連携協定書

三木市（以下「甲」という。）と株式会社 Another works（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲乙の資源や特徴を活かしながら、乙が甲に対してマッチングを行う民間複業人材（専門分野において、個人として活躍できる知見や才能などを備え、複数の官公庁・事業所などで業務に従事する人材をいう。以下同じ。）の能力を活用することで、官民連携を推進するとともに、効果的な情報発信の仕組化や職員の広報意識の向上、市民に伝わりやすいデザインノウハウの蓄積など、市の情報発信強化を推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携し協力するものとする。

- （1） 民間複業人材の募集・採用にかかる協力・支援に関すること
- （2） 甲の情報発信強化へのアドバイスに関すること
- （3） 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること

2 甲及び乙は、甲乙間における前項の連携協力事項を無償で行う。

3 連携協力事項を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については甲及び乙が合意の上決定する。

（秘密の保持）

第3条 甲と乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、上記の規定にかかわらず、甲と乙は、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲と乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の1月前までに甲又は乙から書面による終了の申し出がないときは、更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。以後、延長の期間満了に際しても同様とする。

（疑義が生じた場合等の取扱い）

第5条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議の上、その取扱いを決定する。

2 甲と乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行う。

(その他)

第6条 本協定に定めるもののほか、第1条に定める目的の達成及び第2条に定める取組の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙各自記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年10月4日

甲 兵庫県三木市上の丸町10番30号  
三木市  
三木市長 (自署)

乙 東京都渋谷区恵比寿2丁目6-26  
恵比寿クロスサード B1 階  
株式会社 Another works  
代表取締役 CEO (自署)